

平成25年度被扶養者資格再確認に関するQ&A

調書について

Q1. なぜ被扶養者資格再確認を行うのですか？

A 健康保険法施行規則第50条に基づき、保険者として被扶養者資格の再確認を実施しています。就職や収入超過等、本来は被扶養者に該当しないはずの人が認定され続けられないよう再確認を行います。

認定されない人を被扶養者に認定し続けることは、保険給付の不必要な増加及び加入者（被保険者・被扶養者）の人数に応じて算出される高齢者医療制度に対する支援金・納付金の増加にもつながります。

これらの増加は、結果的に健康保険組合の支出の増加につながり、ひいては保険料率の引き上げにつながってきます。

上記のようなことがないように、当健康保険組合では被扶養者資格再確認を行っております。

Q2. 提出はまとめてしないとイケないのですか？

A 原則事業所にてとりまとめてご提出してください。分けてご提出される場合は、その都度調書総括表を添付のうえ提出してください。

記入等について

Q3. 4月に就職した子供が調書に載っていました。どうしたらいいのでしょうか？

A 扶養から削除する必要があります。すぐに手続きをしてください。調書の備考欄に日付・理由（就職）を記入して、対象者を赤字＝線で消していただき、その方の被保険者証と新しく取得した被保険者証の写しを添えて、速やかに事業所（会社）に届け出てください。

Q4. 妻が退職しましたので、この調書にあらたに追加で記入してもいいですか？

A 調書の被扶養者欄へは記入せずに、通常どおり、被扶養者異動届により事業所経由で被扶養者を追加する申請をしてください。

Q5. 長男が12月に就職し、削除の被扶養者（異動）届を提出済なのに名前が調書に載っていました。どうしたらいいのでしょうか？

A 11月1日現在のデータで作成をしております。11月1日以降に削除の届を提出された場合は調書・該当者の備考欄へ「削除届け出済」とご記入ください。

Q6. 私（被保険者）は11月30日に退職しますが、調書を提出する必要がありますか？

A 退職予定の場合は、調書の備考欄に「11月30日退職」と記入し、添付書類と一緒に提出してください。

すでに退職されている場合は、備考欄に「〇月〇日退職」と記入してください。

Q7. 被扶養者が学生の場合、学校名を記入するのですか？

A 学校名の記入は必要ありません。「大学〇年生」「専門学校〇年生」などと具体的に記入してください。

Q8. 確認対象の被扶養者が就職する予定ですが、調書の提出および添付書類は必要ですか？

A 被扶養者が調書提出期限前（平成26年2月28日以前）に、就職が決まっているがまだ就職日が到来していない場合は、該当者を赤字＝線で消していただき、備考欄に就職等の年月日を赤字で記載してください。調書への添付書類は必要ありません。ただし、実際の削除の手続きは、被扶養者異動届で必ず行ってください。

なお、過去に遡って調書で削除する場合は、削除日の確認が必要になりますので、対象者の被保険者証と新しく取得した被保険者証の写しを添えて、事業所（会社）に提出してください。

Q9. 健康保険組合では住所の登録をしていないと聞きましたが、なぜ今回の調書に住所を記入しないといけないのでしょうか？

A 同居・別居の確認に必要ですので、ご記入いただきますようお願いいたします。

年間収入について

Q10. 調書に記載されている税法上の扶養家族で有・無とはどういうことですか？

A 年間所得金額38万円（収入であれば103万円）以下であるかどうかということになります。以下であれば「有」、超えていれば「無」になります。

Q11. 被扶養者（60歳未満）のパート収入が認定基準額上限の130万円を超えていました。どうしたらよいですか？

A 被扶養者から削除していただくこととなります。被保険者証と調書を届け出てください。

なお、調書は該当者を赤字＝線で抹消し、備考欄に理由と事実発生日（収入超過日）を赤で記入してください。

Q12. 収入には障害者年金・恩給・遺族年金も含まれますか？ また、受給している場合は何を添付すればよいのでしょうか？

A 収入には、全ての公的年金が含まれます。含まれる収入の範囲は税法上と異なります。添付書類は、各年金の直近の年金振込・改定通知書の写しです。（必ず氏名の部分も写してください。）

添付書類について

Q13. 添付書類は、原本でないとだめですか？

A コピー（写し）で結構です。

Q14. 所得（課税・非課税）証明書・住民票はどこで発行されますか？

A お住まいの市区町村役場です。

なお、無職・無収入（例：専業主婦）の方でも所得証明（非課税証明書）の提出をお願いします。その場合、所得が0円と記載されています。

Q15. 平成25年4月に大阪から東京に引っ越しました。所得（課税・非課税）証明書を発行してもらう役所は、引越し前、引越し後どちらの役所になるのでしょうか？

A 引越し前の大阪の役所になります。（平成25年1月1日現在の住民票のあった住所の市区町村役所です。）

Q16. 18歳以上の無職の子も何か証明書類が必要ですか？

A 非課税証明書が必要になります。

Q17. 子が学生の場合、非課税証明も必要ですか？

A 収入のない学生の場合は、学生証のコピー（写し）のみ添付してください。収入のある学生の場合は、調書に状況をお書きいただき、直近3か月分の給与明細書の写しまたは所得証明書の添付をお願いします。

Q18. 被扶養者は自営業をしています。添付書類は何が必要になるのでしょうか？

A 平成24年度の確定申告書の写しまたは所得証明書を添付してください。収入が低く確定申告をしていない場合は、調書の備考欄に『確定申告はしていない』と記入し、非課税証明書を添付してください。

Q19. 現在収入がないので証明書について市役所に問い合わせたところ、平成24年(昨年1月~12月)に収入があった場合は非課税証明書が発行できない可能性があると言われました。その場合、どのような書類を提出すればよいのでしょうか?

A 「所得(課税)証明書」の提出をお願いします。調書の備考欄に「〇月〇日退職のため」(退職の場合は退職証明も添付)、「遺産相続のため」など所得の発生理由を書いてください。

以前から引き続き被扶養者に認定されている方で、所得(課税・非課税)証明書に、高額な金額が掲載されている方は、その収入を得た理由の収入証明(※)の提出をお願いすることもあります。もちろん認定基準を超えた収入を得ている方は、削除の対象になります。※収入証明=確定申告書の写しと収支内訳表の写し

Q20. 平成24年中に一時所得(遺産・不動産売却収入・株式譲渡益など)があったため所得(課税)証明書には限度額の130万円を超えた金額が記載されてきました。一時的な収入でも扶養から外れなくてはならないのでしょうか?

A 所得(課税)証明書を入手の上、調書の備考欄に「遺産相続のため」など一時的に所得が多くなった理由を書いてください。

以前から引き続き被扶養者に認定されている方で、所得(課税・非課税)証明書を取り寄せたとき、高額な金額が掲載された方は、その収入を得た理由の収入証明(※)を提出いただくこともあります。

※収入証明=確定申告書の写しと収支内訳表の写し

なお、当健康保険組合では一時所得(遺産や不動産売却収入、株式譲渡益など)は収入に含んでおりません。引き続き主として被保険者に生計を維持されていれば扶養は継続となります。

Q21. 所得(課税・非課税)証明書や住民票は有料ですが、今回の調査に伴う費用は「全額自己負担」でしょうか?

A はい。ご負担をおかけすることになりますがよろしく願いいたします。

Q22. 長女が平成24年の12月までパートをしていて、その後退職し、現在は収入がありません。所得証明書には収入が載ってきますが、よいのでしょうか?

A 備考欄に「平成〇年〇月〇日退職」とご記入ください。添付書類は、「所得(課税・非課税)証明書」と「退職証明」になります。

Q23. 被扶養者(母)の配偶者(父)が最近死亡したため、遺族年金の振込み通知書または年金改定通知書がありません。どうしたらいいのでしょうか?

A 届いていない場合は、お住まいの最寄りの年金事務所で年金見込額照会回答票の発行を受けてください。後日、年金改定通知書が届き次第、提出してください。(障害年金等も同様です。)

Q24. 被扶養者が年金を受給している場合は、調書に金額を書くだけでよいでしょうか？

A 直近の年金（改定・振込）通知書の写しを提出してください。
届いていない、見たことがないときは、お住まいの最寄りの年金事務所で年金通知書の再発行を受けてください。（障害年金や遺族年金も同様です。）

Q25. 昨年、海外に居住していたので、所得（非課税）証明書が発行されませんが、何を提出したらいいのでしょうか？

A 調書の備考欄に「平成〇〇年1月1日時点・海外居住」と赤字で記載し、住民票を提出してください。
※住民票は直近3カ月以内発行のもの、生年月日、続柄を省略していないもの。

Q26. 海外赴任帯同や留学等で海外に在住している場合でも、調書や添付書類の提出は必要ですか？

A 海外に在住している方も再確認の対象となりますので、該当する書類を提出してください。
国内に住民票がなく、所得証明書または非課税証明書が提出できない方は、代わりに住民票の除票を提出してください。

被扶養者の方と別居されている場合について

Q27. 大学に通うため別居中であった息子が昨年大学を卒業しました。現在はそのままその現地に残り、フリーターとして働いています。現在も別居中ですが、どのような証明が必要ですか？

A 別居の場合は送金の分かる書類（貯金3カ月分の振込通知書等）の提出が必要です。送金は息子さんの収入以上である必要があります。また息子さんの収入を確認するための書類として、直近3カ月の給与明細の写しまたは所得（課税）証明書が必要となります。

Q28. 別居中の母（68歳）を扶養にしています。母は年金が月額7万円程度あります。送金は行っていますが、月に3万円～5万円と母の年金が足りなくなったら送金するという形です。それでも扶養でよいのでしょうか？

A 受給額が月額7万円だとすれば、毎月3～5万円の仕送り額では生活費の大半を援助しているとはいえない状況にあります。送金額が年金額を超えていなければ、主として被保険者が生計を維持しているとは認められないため、被扶養者でなくなります。調書の対象者を赤字＝線で消していただき、備考欄に扶養削除日を赤字で記入の上、被保険者証を添えて速やかに事業所（会社）に届け出てください。

Q29. 別居中の母を扶養にしています。母は年金が月額9万円程度あります。農業を再開し、食べる分は田畑で収穫できるため送金する必要がなくなりました。それでもよいのでしょうか？

A 扶養を継続するのであれば、その生活を援助している必要があります。経済的に援助を受けていない方は「被保険者により主として生計が維持されている」とはいい難く、扶養関係が認められないこととなります。調書の対象者を赤字＝線で消していただき、備考欄に扶養削除日を赤字で記入の上、被保険者証を添えて速やかに事業所（会社）に届け出てください。

Q30. 別居中の両親を扶養にしています。当初は同居していましたが、転勤により別居となりました。別居となってから送金はしていません。転勤でも送金が必要でしょうか？

A 両親が被保険者の配偶者・子供と同居していない（被保険者の本拠ではなく、両親だけがその地で暮らす）場合、送金が必要です。たとえ転勤であっても、扶養を継続するのであれば、両親の生活を援助している必要があります。経済的に援助を受けていない両親は「被保険者により主として生計が維持されている」とはいい難く、扶養関係が認められないこととなります。調書の対象者を赤字＝線で消していただき、扶養削除日を赤字で記入の上、両親の被保険者証を添えて、速やかに事業所（会社）に届け出てください。

Q31. 別居中の義母を扶養にしています。当初は同居していましたが、転勤により別居となりました。このまま扶養を継続してもかまわないのでしょうか？

A 義母が被保険者の配偶者・子供と同居していない（義母だけがその地で暮らす）場合、別居となった時点で認定の対象外となります。調書の対象者を赤字＝線で消していただき、備考欄に扶養削除日を赤字で記入の上、被保険者証を添えて速やかに事業所（会社）に届け出てください。